報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	鈴木 貴充
登録番号又は法人番号	17111820
所属する単位会	茨城県行政書士会
事務所名称	行政書士鈴木貴充事務所
事務所所在地	茨城県取手市新取手1-6-22
処分年月日	令和5年 8月 7日
処分内容 種類	「令和5年8月7日から1年間の会員の権利の停止」
上記処分をした理由	・行政書士法第9条第1項及び第10条並びに行政書士法施行規則第10条の規程違反で茨城県知事から懲戒処分を受けたこと。 ・本会への「鈴木会員との連絡が取れない」との依頼者からの苦情申し出に対し、再三連絡を取るよう指導したにも関わらず、適切な対処をせず、知事への措置要求に至ったこと。
上記処分の根拠となった法令 及び会則の条文	 【行政書士法第9条第1項】 ・行政書士は、その業務に関する帳簿を備え、これに事件の名称、年月日、受けた報酬の額、依頼者の住所氏名その他都道府県知事の定める事項を記載しなければならない。 【行政書士法第10条】 ・行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。 【行政書士法施行規則第10条】 ・行政書士は、依頼人から報酬を受けたときは、日本行政書士会連合会の定める様式により正副二通の領収証を作成し、正本は、これに記名し職印を押して当該依頼人に交付し、副本は、作成の日から5年間保存しなければならない。 【茨城県行政書士会会則第66条第1項】 ・会員は、法令及び連合会の会則並びに本会の会則を遵守し誠実に業務を行うとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。 【茨城県行政書士会会則第71条の2】 ・会員は、依頼者から報酬を受けたときは、連合会の定める様式により正副2通の領収証を作成し、正本はこれに記名押印し、依頼者に交付するとともに、副本は作成順に5年間保管するものとする。